

第49回 鶴見区民まつり

鶴見区民まつりのサブテーマ、ステージ出演者、パレード出演者、ブース出店者を募集します。

① 第49回鶴見区民まつり サブテーマ募集(選考あり)

区民まつりが区民の皆様の交流の場であることが伝わるような、第49回鶴見区民まつりのサブテーマを募集します。

対象 区内に在住、通勤、通学および活動されている方

② ステージ出演者募集 (多数の場合抽選)

場所 ハナミズキホール (水の館ホール) 予定

対象 区内で活動されている団体、グループ(ジャンル不問)

時間 15分以内(ステージ転換を含む)

③ パレード出演者募集 (選考あり)

場所 鶴見緑地内で主催者が指定する場所(屋外)

対象 区内で活動する団体、グループ

④ ブース出店者募集 (選考あり)

場所 くすのき通等で主催者が指定する場所(屋外)

対象 区内で活動する団体、グループ

スペース 5.4m×3.6m程度
※飲食および物品販売はできません

日時 10月1日(日)10時~15時

場所 花博記念公園鶴見緑地

申込期間 ①②③④ともに
6月12日(月)~6月30日(金)

申込方法 持参・郵送・ファックス・メール
※指定の申込用紙に必要事項を記入してください。申込用紙は、区役所窓口またはホームページからダウンロードできます

主催 鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会
 鶴見区民まつり実行委員会
 鶴見区役所

その他 詳細は区役所ホームページまたは申込書を確認してください

詳細・申込書はコチラ▶

問合せ 〒538-8510 鶴見区役所市民協働課
 1階⑧番 ☎06-6915-9166
 FAX 06-6913-6235
 ✉tr0002@city.osaka.lg.jp

※天候等や施設事情等により内容変更や中止になる可能性があります

鶴見区制 50周年記念植樹

令和6年度に区制50周年を迎える鶴見区では、鶴見緑地で開催された「花の万博」以降、花と緑豊かなまちづくりをめざしています。

そこで、鶴見区役所が区民の皆さんや企業・団体とともに取り組む「区制50周年記念事業」の一環として、植樹場所の提供および植樹後の木の管理をしていただける企業・団体等を募集します。

募集 植樹できる場所
※植樹後に区民の皆さんが木を見ることができる場所
 植樹後は応募者に木の管理をお願いします

木の種類 ハナミズキを予定

植樹時期 9月以降を予定

問合せ 総務課(政策推進)4階④番
 ☎06-6915-9173



「つる魅力検定」に協賛いただける企業等を募集しています

鶴見区の歴史やまちの魅力を感じていただくことで、地域(区)への愛着をより深める取組みとして、今年も「つる魅力検定」の開催を予定しています。鶴見区内に立地する企業等で記念品提供の協力をいただける企業等を募集します。詳しくは区ホームページをご覧ください。か、担当へお問合せください。

ホームページは
 コチラ▶



問合せ 総務課(魅力創造)4階④番
 ☎06-6915-9176

6月 無料相談 対象 大阪市民の方

行政オンラインシステムでの予約 ★印が対応

申込期間 毎月1日から相談日4日前まで

定員 各2名(先着順)

相談名	日時	申込方法	場所
1 法律相談 (弁護士) <small>予約制</small>	6月9日(金)・23日(金) 13時~17時 (毎月第2・4金曜日)	当日9時~電話 (予約専用☎06-6915-9954) 定員 16名(先着順)(1人30分)	区役所3階 つるみっ子ルーム前 問合せ 総務課 (政策推進) ☎06-6915-9683
2 不動産相談 (賃貸、売買契約、空家問題など) <small>予約制</small>	6月8日(木)・26日(月) 13時~16時 (毎月第2木曜日 (偶数月第4月曜日))	当日9時~電話 (予約専用☎06-6915-9954) 定員 6名(先着順)(1人30分) ★	
3 司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) <small>予約制</small>	6月21日(水) 13時~16時 (毎月第3水曜日)	当日9時~電話 (予約専用☎06-6915-9954) 定員 8名(先着順)(1人45分) ★	
4 行政なんでも相談 (「横断歩道が消えている」「信号をつけてほしい」など)	6月23日(金) 14時~16時 (毎月第4金曜日)	当日会場にて受付	
5 花と緑の相談 問合せ 鶴見緑地公園事務所 ☎06-6912-0650	6月14日(水) 14時~15時30分 ※次回は9月13日(水) 開催です。	当日会場にて受付	区役所 1階ロビー
6 ごみの相談 フードライブ 問合せ 城北環境事業センター ☎06-6913-3960	6月20日(火) 14時~16時 (毎月第3火曜日)	当日会場にて受付 ※食品の持ち込みは14時以降に お願いします	
7 人権相談 (いじめ、差別、虐待、セクハラ、パワハラ、DVなど) <small>予約制 一部</small>	【平日】9時~21時 【日・祝】9時~17時30分	専門相談員が電話で相談をお受けします。 区役所で面談を希望される方は事前にご予約ください。 (☎06-6532-7830) ※通話料は自己負担	
8 精神科医による こころの相談 問合せ 保健福祉課(保健活動) ☎06-6915-9968	6月9日(金) 14時~15時30分 6月23日(金) 14時30分~16時	本人(鶴見区民)およびご家族からの相談も可能です。電話、窓口 事前予約制(☎06-6915-9968) 定員 2名(先着順)(1人30分程度)	区役所 1階相談室
9 日曜法律相談	6月25日(日) 13時~17時 福島区役所・旭区役所	予約 6月16日(金)正午~6月24日(土)17時 (予約専用☎050-1807-2537[AI電話24時間受付]) 定員 各16組(先着順)(1人30分) 問合せ 大阪市総合コールセンター 「なにわコール」(☎06-4301-7285) 年中無休・8時~21時	
10 ナイター法律相談		※今月は実施しません	